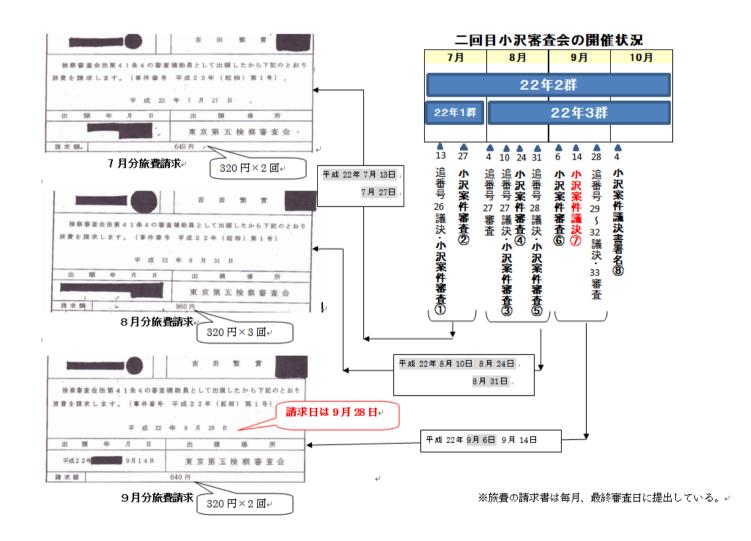
9月14日の「起訴議決」について

二回目の「起訴相当」議決は検察の事前説明なしに行われた無効な議決であると言われています。議決したのは9月14日で東京地検の斎藤副部長がこれから検審に説明に行くと知人に語ったのは9月28日であったからです。9月14日の「起訴議決」を考察する前にまず、9月28日の状況について開示資料をもとに考察してみることにします。

9月28日について

ここで参考にするのは吉田審査補助員の「旅費請求書」です。吉田審査補助員の「旅費請求書」は7月から 9月まで毎月1枚で合計3枚あります(10月については開示資料がありません)。

これを見ると、吉田審査補助員は旅費の請求をその月の最終審査日にまとめて請求しているのが分かります。 検察審査員の旅費の支出は審査のあった都度、支出されていますが支出項目の「目」は「検察審査員旅費」と なっているので審査補助員の旅費の支出はこれとはまた別の取扱いが可能なのでしょう。吉田審査補助員の使 用している印鑑はご覧のように角印になっています。これは事務所の実印ではないかと思われます。そのため、 審査会の都度、持参するのを避けたのだと思います。



ここで9月分の「旅費請求書」に注目して下さい。旅費の請求日が小沢案件を審査していない9月28日になっています。第五検審は9月14日に「起訴議決」をしていますが、その残務作業、議決書の作成と署名が残っています。そのため、9月28日に審査会を開催する予定であったと思われます。毎月、月の最終審査日に旅費の請求書を提出している吉田審査補助員が9月14日には旅費の請求書を提出していないことからもそ

のことが窺えます。ところが、9月28日、この作業は行われていません。その理由は次の審査状況を見れば すぐ理解することができます。

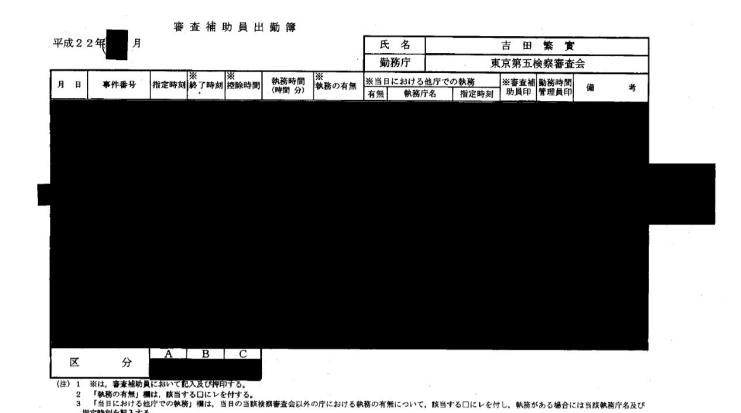
查員等	氏名番号	往復 運賃	発着 职名	宣誓書 提出日	į	議決日).	川条件	-	
					議決日 9/14		別案件 9/28		署名日 10/4	
	110044		駅名							
	110044					(火) (火)		(月)		
	119644	340	日比谷	5月11日	1	7310	1	6730	1	5740
	119661	420	日比谷	5月25日	2	7310	2	6730	2	5740
查員	119679	380	霞が関	5月11日	3	7310	3	6730	3	5740
6名)	119687	380	霞が関	5月11日	4	7310	4	6730	4	5740
	119695	780	霞が関	5月11日	5	7310	5	6730	5	5740
	137723	780	霞が関	提出なし		×		×		×
2 年 2 群 (6名)	119806	580	霞が関	5月11日	6	7310	6	6730臨	6	5740
	119814	780	霞が関	5月11日	(7)	7310	7	6730臨	7	5740
	119822	417	霞が関	5月11日	8	7310		×	8	5740
	119831	900	霞が関	5月11日	9	7310	8	6730臨追		5740
	119849	840	霞が関	5月11日	(10)	7310	9	6730		5740
	_	-	_	-		×		×		×
	130281	780	霞が関	8月4日	11)	7310	10	6730	11)	5740
木昌	130401	800	霞が関	8月4日	12	7310	11	6730	12	5740
平 成 (5名) 2	130311	680	霞が関	8月4日	13	7310	12)	6730	13	5740
	130320	520	霞が関	8月4日	14)	5110	13	4710	(14)	5740
	-	-	-	_		×		×		×
2 年 3 補充員	130338	797	霞が関	8月4日	(15)	6730	(14)	6730	(15)	5740
	130346	780	霞が関	8月4日	(16)	7310臨		×	(16)	5740臨
	130362	320	霞が関			×	×		×	
0名)		780			(18)	7310臨追	(16)	6730	(18)	5110臨
	133566	320	霞が関	提出なし	(17)	7310臨	(15)	6730	(17)	5740臨
5 5	名) 充名 章	在員名119679 119687 119695 137723119806 119814 119822 119831 119849 -119831 119849 -130281 130311 130320 - 130338 130346 130362 130371	在員名)119679380119687380119695780137723780119806580119814780119822417119831900119849840130281780130401130311680130320520130338797130346780130362320130371780	在員名)119679380霞が関119687380霞が関119695780霞が関137723780霞が関119806580霞が関119814780霞が関119831900霞が関119849840霞が関130281780霞が関130311680霞が関130320520霞が関130346780霞が関130362320霞が関130371780霞が関	査員名)119679380霞が関5月11日119687380霞が関5月11日119695780霞が関5月11日137723780霞が関5月11日119806580霞が関5月11日119814780霞が関5月11日119822417霞が関5月11日119831900霞が関5月11日119849840霞が関5月11日130281780霞が関8月4日130311680霞が関8月4日130320520霞が関8月4日130346780霞が関8月4日130362320霞が関8月4日130371780霞が関8月4日	査員名)119679380霞が関5月11日③119687380霞が関5月11日④119695780霞が関5月11日⑤137723780霞が関5月11日⑥119806580霞が関5月11日⑦119814780霞が関5月11日⑦119822417霞が関5月11日⑨119831900霞が関5月11日⑩130281780霞が関8月4日⑪130311680霞が関8月4日⑪130320520霞が関8月4日⑪130346780霞が関8月4日⑮130362320霞が関8月4日⑯130371780霞が関8月4日⑯	119679 380 霞が関 5月11日 3 7310 119687 380 霞が関 5月11日 4 7310 119695 780 霞が関 5月11日 5 7310 137723 780 霞が関 5月11日 6 7310 119814 780 霞が関 5月11日 7 7310 119822 417 霞が関 5月11日 7 7310 119831 900 霞が関 5月11日 9 7310 119849 840 霞が関 5月11日 9 7310 119849 840 霞が関 5月11日 9 7310 119849 840 霞が関 5月11日 10 7310 130281 780 霞が関 8月4日 10 7310 130311 680 霞が関 8月4日 10 7310 130320 520 霞が関 8月4日 10 7310 130320 520 霞が関 8月4日 10 5110 7310 130346 780 霞が関 8月4日 10 7310 130346 780 霞が関 8月4日 10 7310 130346 780 霞が関 8月4日 10 7310 7310 130362 320 霞が関 8月4日 10 7310	119679 380 霞が関 5月11日 ③ 7310 ③ 119687 380 霞が関 5月11日 ④ 7310 ④ 119695 780 霞が関 5月11日 ⑤ 7310 ⑤ 137723 780 霞が関 5月11日 ⑥ 7310 ⑥ 119814 780 霞が関 5月11日 ⑥ 7310 ⑦ 119822 417 霞が関 5月11日 ⑥ 7310 ⑦ 119831 900 霞が関 5月11日 ⑨ 7310 ⑥ 119849 840 霞が関 5月11日 ⑨ 7310 ⑨ ○	在員名) 119679 380 霞が関 5月11日 ③ 7310 ③ 6730 119687 380 霞が関 5月11日 ④ 7310 ④ 6730 119695 780 霞が関 5月11日 ⑤ 7310 ⑤ 6730 137723 780 霞が関 5月11日 ⑥ 7310 ⑥ 6730臨 119806 580 霞が関 5月11日 ⑥ 7310 ⑥ 6730臨 119814 780 霞が関 5月11日 ⑥ 7310 ⑦ 6730臨 119822 417 霞が関 5月11日 ⑧ 7310 ※ 119831 900 霞が関 5月11日 ⑨ 7310 ⑧ 6730臨追 119849 840 霞が関 5月11日 ⑨ 7310 ⑨ 6730 119849 840 霞が関 5月11日 ⑩ 7310 ⑨ 6730 119849 840 霞が関 5月11日 ⑪ 7310 ⑨ 6730 130320 520 霞が関 8月4日 ⑪ 7310 ⑪ 6730 130320 520 霞が関 8月4日 ⑪ 7310 ⑪ 6730 130338 797 霞が関 8月4日 ⑭ 5110 ⑪ 4710 130338 797 霞が関 8月4日 ⑭ 5110 ⑪ 4710 1303346 780 霞が関 8月4日 ⑭ 5110 ⑪ 4730 130346 780 霞が関 8月4日 ⑭ 7310臨 ※ 130362 320 霞が関 8月4日 ⑱ 7310臨追 ⑯ 6730 130371 780 霞が関 8月4日 ⑱ 7310臨追 ⑯ 6730	119679 380 霞が関 5月11日 ③ 7310 ③ 6730 ③ 119687 380 霞が関 5月11日 ④ 7310 ④ 6730 ④ 119695 780 霞が関 5月11日 ⑤ 7310 ⑤ 6730 ⑤ 137723 780 霞が関 5月11日 ⑥ 7310 ⑥ 6730臨 ⑥ 119814 780 霞が関 5月11日 ⑥ 7310 ⑥ 6730臨 ⑥ 119814 780 霞が関 5月11日 ⑥ 7310 ⑦ 6730臨 ⑦ 119822 417 霞が関 5月11日 ⑥ 7310 ⑧ 6730臨 ⑨ 119849 840 霞が関 5月11日 ⑨ 7310 ⑧ 6730臨 ⑨ 119849 840 霞が関 5月11日 ⑩ 7310 ⑨ 6730 ⑪ × × ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※

×:欠席 4桁数字:日当(円) 臨:臨時審査員 臨追:追加臨時審査員 :議決メンバー

9月28日で議決書の検討と署名を行うのは9月14日に「起訴議決」した議決メンバーとなります。9月14日を見ると審査員は9名で補充員から2名の追加審査員130346番と133566番が選ばれていますが、審査員130320番の日当が少なく、途中退席し、その替わりに130371番が審査に加わったことが分かります。では、議決したのは130320番か130371番かという話になりますが、議決に関わった審査員の「宣誓書」が公開されていますが、その中に130320番の筆跡の「宣誓書」がなく、議決したのは130371番であったことが分かっています。

ここであらためて 9 月 28 日の出席状況を見るとこの日、議決メンバーの一人、130346 番が欠席しているのが分かります。このため、28 日には議決書を作成することが出来ず、吉田審査補助員はしかたなく請求書を提出しただけで帰ったのだと思われます。これが 9 月 28 日提出の「旅費請求書」の意味であり、また議決書の署名が 10 月 4 日まで延びた理由でもあるのです。

この状況を裏付けるもう一つの書類があります。吉田審査補助員の「出勤簿」です。「出勤簿」は全部で4枚(7月から10月まで)あり、その中に1枚、左右それぞれ、マスキング個所が飛び出ている出勤簿があります。これは右が吉田審査補助員の使っている角印をマスキングしたもの、左が勤務時間管理員の印をマスキングしたもので、出勤簿は9月分の28日出勤の一行を末梢した痕跡と思われます。斎藤副部長が9月28日、第五検審に説明したかどうかは定かではありませんが、吉田審査補助員の「旅費請求書」、「出勤簿」、各審査



ここで第五検審が事前に東京地検に出頭要請をした日が9月28日であるなら、第五検審は当初、9月28日 以降の議決を目指していたということになります。それがどうして、民主党の代表選挙の当日に検察官に不起 訴理由を説明させないまま、「起訴議決」に突き進んだのでしょう。事務官、審査補助員がその場にいながら、 その手続きの不備を指摘することなく審査会の議決を容認したのでしょうか。その理由は9月1日から実施さ れた民主党代表選挙での市民の反応が大きく影響していたのではないかと思われます。

9月14日の「起訴議決」について

初めての合同立会演説会が9月4日、新宿駅西口で行われましたが、マスコミのバッシングにもかかわらず、小沢氏がマイクを握ると熱狂的な小沢コールが起きました。この現象は東京だけでなく、続く大阪や札幌でもその勢いはますます大きくなっていきました。それまで、一回目に「起訴相当」議決がでた事件はJR 福知山脱線事故等、3件ありましたが、それらは全て二回目が「起訴議決」となっています。小沢案件も当初は間違いなく「起訴議決」が出ると思っていたと思います。小沢バッシングの中での「起訴議決」を目指していた関係者には全く思いもよらない展開であったと思われます。

第五検審が一回目に「起訴相当」議決としたのは、共謀の確たる証拠があったからではなく、世論を背に受けた 11 人の審査員の単なる心証に過ぎないものでした。もし、熱狂的な市民の応援を背景にして小沢総理が誕生すれば、「起訴議決」は世論の反発を受ける恐れがあります。そうなれば 11 人の審査メンバーは「起訴議決」を躊躇(4 人が躊躇すると「起訴議決」出来ない)するようになり、何としてもその前に「起訴議決」をしておく必要があると考えたからだと思われます。小沢総理の誕生を阻止するために「起訴議決」を早めたのではなく、誕生してからでは「起訴議決」が出来ないと思ったから、「起訴議決」を強行したのではないでしょうか。また、このことは、「なりすまし審査員」の確証がない二回目の小沢審査会も何者かによってコントロールされていたことを物語っています。